

○事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要綱

平成17年10月1日

告示第239号

改正 平成23年3月9日告示第48号

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事について中小企業等協同組合の受注機会の確保を図るため、競争入札参加者の資格を定める場合における事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例を設けることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。

2 この要綱において「審査対象者」とは、事業協同組合（以下「組合」という。）が次に掲げる者のうちから当該組合の希望工事種別ごとに指定したものをいう。この場合において、審査対象者の総数は、5を超えてはならないものとする。

(1) 当該組合の組合員であること。

(2) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。

(3) 当該希望工事種別に属する工事を施工することについての建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

(総合点数の算定方法に関する特例)

第3条 組合に係る総合点数の算定方法に関する特例については、次に定めるところによるものとする。

(1) 希望工事種別年間平均完成工事高は、当該組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の合計値とする。

(2) 自己資本額及び利益額は、当該組合及び各審査対象者の自己資本額及び利益額のそれぞれの合計値とする。

(3) 希望工事種別ごとの技術職員数及び年間平均元請完成工事高は、当該組合及び各審査対象者の希望工事種別ごとの技術職員数及び年間平均元請完成工事高のそれぞれの合計値とする。

(4) 経営状況の点数は、当該組合及び各審査対象者の点数の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

(5) その他の審査項目（社会性等）の点数は、当該組合及び各審査対象者の点数の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

(平23告示48・一部改正)

(特例の適用)

第4条 前条の規定は、同条による特例の適用を希望する旨の申出をした組合について適用するものとする。

2 前項の申出は、入札参加資格申請時に事業協同組合に係る総合点数の特例措置に関する申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 官公需適格組合証明書
- (2) 役員名簿
- (3) 組合員名簿
- (4) 申請時に有効な建設業許可通知書の写し
- (5) 経営規模等評価結果通知書の写し

3 前項の規定にかかわらず、埼玉県電子入札共同システムにより申出を行う者は、その手続によるものとする。

(平23告示48・一部改正)

(変更の届出等)

第5条 第3条の規定の適用を受けて入札参加資格があると認定された組合は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を届け出なければならないものとする。

- (1) 審査対象者が、第2条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 官公需適格組合証明を取り消されたとき。
- (3) 官公需適格組合証明の更新を受けたとき。

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県電子入札共同システムにより申出を行う者は、その手続によるものとする。

(平23告示48・一部改正)

(資格の認定の変更)

第6条 有資格組合から前条各号のいずれかに該当することとなった旨の届出があった場合又は適格組合証明の有効期限が経過した日後1月以内に前条第3号に該当することとなった旨の届出がない場合において、必要があると認めるときは、総合点数の特例措置の認定を変更するものとする。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第48号)

この告示は、公布の日から施行する。